

小野市高齢者福祉計画・第10期小野市介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定業務委託 仕様書

1 業務委託名

小野市高齢者福祉計画・第10期小野市介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定業務委託

2 目的

小野市（以下「当市」という。）の高齢者福祉施策の実状及び将来の展望に適合し、かつ、独自性のある小野市高齢者福祉計画、第10期小野市介護保険事業計画及び認知症施策推進計画（以下「次期計画」という。）を策定するため、情報収集、現状分析、事業推計作成等の関連業務を実施し、計画書を作成、納品することを目的とする。

3 履行期間

委託契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託業務

計画策定に係る業務については、令和7年度に実施したアンケート調査の分析結果から計画策定に必要な提案等を行い、第9期までの計画における事業実績等の把握・分析を行うとともに、次の業務を行うものとする。

- I. 実態調査業務
- II. 計画策定業務
- III. 計画書作成印刷製本業務

5 業務委託内容

【I. 実態調査業務】

(1) 情報収集、情報提供に関すること

当業務に関する情報を収集し提供する。

- ア 国、県、市の公的統計からの関係情報の収集、提供
- イ 現在の介護・福祉サービス受給状況からの関係情報の収集、提供
- ウ 介護保険制度改正に関する情報の収集、提供
- エ その他当業務に関する情報の収集、提供

(2) 市内関係事業者に対する調査、分析に関すること

市内介護保険関係事業者に現状、今後の展望等について調査、分析を行い、事業計画策定の基礎資料を作成する。

【II. 計画策定業務】

(1) 計画策定における基本事項

- ア 市が目指す基本的な施策目標に沿った施策事業等を明らかにする。
- イ 前計画の評価により、課題等が明確になるよう努める。
- ウ 市民に対して施策等の理解や啓発を促すものとし、給付分析や令和7年度までに実施済みの介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果や在宅介護実態調査、在宅生活改善調査、居所変更実態調査、介護人材実態調査、その他の現況分析等の結果を含め、視覚的表現、平易な文章による、誰もがわかりやすい計画書とする。
- エ 厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムを活用し、介護サービス見込量等を推計し、地域包括ケアシステムの構築に向けた計画とすること。

(2) 現状分析、資料作成等に関すること

現状と課題について整理、分析し、次期計画策定の基礎資料を作成する。

- ア 基礎データ収集・整理
- イ 国・県の施策動向把握
- ウ 給付実績分析等の現状分析
 - ① 関係各課、関係機関等からのヒアリング等
 - ② 国保連合会データからの給付実績や各種課題等を取りまとめ、分析する
- エ サービス見込量及びその実現方策等に利用できる資料の分析、作成
 - ① 地域包括ケア「見える化」システムを活用し、地域間比較等による現状分析から当市の課題抽出を行う
 - ② 同様の課題を抱える自治体の取組事例等を参考に、当市に適した施策を検討するための基礎データを作成する

(3) 第10期介護保険事業の推計に関すること

次期計画に係る推計値を算定する。

- ア 認定者数の推計
- イ サービス利用者数の推計
- ウ 介護給付、予防給付及び地域支援事業の利用量推計
 - ① 介護給付に係るサービス（居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス）の見込み
 - ② 介護予防に係るサービス（介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防支援）の見込み
 - ③ 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にかかる必要利用定員数
 - ④ 地域支援事業に要する費用の額、量の見込み
 - ・地域支援事業対象者数
 - ・介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス・通所型サービス）の数量の見込み
 - ・一般介護予防事業の数量の見込み
 - ・包括的支援事業の数量の見込み
 - ・任意事業の数量の見込み
- エ 次期計画期間の保険料推計
- オ 介護保険事業計画用ワークシートなどの国県への報告資料の作成
- カ その他次期計画に係る推計

(4) 介護保険運営協議会（開催予定回数：5～6回程度）に関すること

次期計画を策定する介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）に出席し、助言を行う。また、協議会に係る資料、議事録等を作成する。

- ア 協議会に提示する資料等の事前作成
- イ 協議会への出席及び議事の傍聴
- ウ 協議会への助言
- エ 委員からの質疑等に関する情報収集
- オ 協議会議事録の作成

(5) 計画策定に関すること

協議会での意見、調査結果、現状分析結果に基づいて、次期計画を策定する。

ア 協議会の検討結果報告書の作成

イ 次期計画の策定（基本理念、基本方針、基盤整備方針、総事業費、サービス種目、将来推計、高齢者福祉施策、高齢者虐待防止、権利擁護、認知症施策（認知症施策推進計画）、その他計画に関すること）

【Ⅲ. 計画書作成印刷製本業務】

(1) 事業計画書・同計画書概要版

ア 印刷物の名称「小野市高齢者福祉計画・第10期小野市介護保険事業計画・認知症施策推進計画」

イ 事業計画書 A4判、2色印刷、120ページ程度製本 200部

事業計画書概要版 A4判、カラー印刷、12ページ程度製本 200部

ウ グラフ、表、イラストなどを使い、わかりやすく表現すること。

(3) ホームページに掲載するためのデータ

策定後に当市ホームページに掲載するので、主要な数値について掲載できる形にデータを加工して提出すること。（グラフ、表、簡単な説明文等）

(4) 電子媒体（CD-ROM 等）

6 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の処理を他に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、書面により当市の承諾を得たときは、この限りではない。

(2) 秘密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、調査対象者のプライバシー保護に万全を期すとともに、得たデータや情報を許可なく複製をしたり、他に漏らしたりしてはならない。

(4) 業務履行に係る措置要求

本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、当市は受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができることとする。

(5) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果品及び資料並びにその利用に関する著作権、所有権等に関する事項については当市に帰属するものとする。また、他文献等から成果品等へ引用する場合は、他文献等の著作権を侵害してはならない。

(6) 業務従事責任者の変更

当市が、契約期間中に業務従事責任者を不適と認めた場合、受託者は、業務従事責任

者の変更に応じるものとする。

(7) 暴力団関係者の排除

暴力団関係者を排除するために講ずべき措置について、小野市暴力団排除条例（平成24年小野市条例第1号）及び小野市契約からの暴力団排除に関する要綱（平成24年小野市告示第115号）を遵守することとする。

7 その他

調査業務の進行にあたっては、当市担当課と調整を図りながら行うこととする。また、契約締結後に、疑義が生じた場合は、双方協議して定めることとする。その他、国、県への各種報告等の必要が生じた場合は、当市担当課の指示により円滑に対応するものとする。

8 担当課・問い合わせ先

〒675-1380

兵庫県小野市中島町531番地

小野市市民福祉部高齢介護課長寿社会係

TEL：0794-63-1060（直通）

FAX：0794-64-2735

E-mail：kaigo@city.ono.hyogo.jp